契　約　変　更　理　由　書

工事名	東灘体育館天井改修工事

変更契約概要

１.工期の延長

・令和５年５月 31 日から令和５年８月 15 日まで（76 日間）の工期延長を行う。

・上記に伴う共通費の変更

変更契約理由

１．体育館床全面に足場を架設し、詳細調査を行ったところ、天井面の下地調整材より石綿含有が確認された。今後、経年劣化等に伴う剥落により床面に落下し粉砕した場合、石綿が飛散する恐れがあるため、早急な対策が必要である。

　現在足場を架設した状態であり、施設利用者の安全性確保の実現と躯体への影響を考慮し工法を検討した結果、剥落による床面への落下を防ぐことができ、かつ、早期に施工が可能である膜天井を新たに設置する仕様変更が必要となり、施工期間として、７６日間の工期延長が必要である。